

佐監第51号の12
令和6年11月20日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 爲 田 浩

令和6年度財政援助団体等監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 補助金交付団体

(1) 社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会

所管課 福祉部社会福祉課

(2) 公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター

所管課 福祉部高齢者福祉課

2 公の施設の指定管理者

サンエス警備保障 株式会社

(佐倉市営自転車駐車場 (12 施設))

所管課 土木部道路維持課

第2 監査の着眼点及び方法

財政援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかどうかについて、監査等の対象ごとに、次の着眼点に基づき監査を実施するほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続を選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 補助金交付団体

- (1) 補助金等に係る申請手続は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。
- (3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

2 公の施設の指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は、適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用促進のための努力は、なされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 事業の実施は、事業計画書に基づき適切に行われているか。

3 所管課

- (1) 補助金等に係る交付手続は、適正に行われているか。
- (2) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (3) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、審査又は実地調査を実施し、必要に応じ適切な指示を行っているか。

第3 監査の日程

令和6年7月12日から同年11月20日まで

第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、若しくは不当と認められるため、是正を求める事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】 : 軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 補助金交付団体

(1) (福) 佐倉市社会福祉協議会に関する事項

ア 指摘事項

提出書類の記載について ((福) 佐倉市社会福祉協議会・社会福祉課)

佐倉市社会福祉協議会事業推進費補助金交付要綱に基づき市に提出された補助金交付申請書及び事業報告書の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

また、所管課においても、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務手続きを確保されたい。

イ 意見

小口貸付金の回収について ((福) 佐倉市社会福祉協議会)

善意銀行小口貸付期末残高に対する徴収不能引当金が、実績基準で計上されており、引当率が継続的に高いものとなっている。

(福) 佐倉市社会福祉協議会の制度上の問題ではあるものの、改善されておらず、今後も引当率を低下させるよう貸付金回収に努められたい。

(2) (公社) 佐倉市シルバー人材センターに関する事項

指摘事項

提出書類の記載について ((公社) 佐倉市シルバー人材センター・高齢者福祉課)

佐倉市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき市に提出された事業報告書の一部に記載誤りが認められた。

提出書類については、適正な補助金交付を行うためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

また、所管課においても、チェック体制を強化の上、適正な補助金交付事務手続きを確保されたい。

2 公の施設の指定管理者

指摘事項

提出書類の記載について (サンエス警備保障(株)・道路維持課)

協定書及び業務基準書に基づき市に提出された事業計画書、四半期報告書、月次報告書、事業報告書に記載誤りが認められた。

提出書類については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保する

ためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

また、所管課は施設の管理運営に関し、指定管理者に適時報告を求め、必要な調査・指示を行い、業務履行を監督しなければならない。各種報告に対するチェック体制を強化の上、適切な審査を実施されたい。